

予定価格の事前公表実施要領

1 目的

この要領は、競争入札及び契約手続の透明性及び公平性を高め、これらの手続に対する不正な関与の防止を図るため工事及び工事関係委託に係る予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事等

予定価格の事前公表は、工事及び工事関係委託のうち競争入札に付するものを対象とする。ただし、工事関係委託に限っては、特に必要と認められる委託のみとする。

3 公表の方法等

(1) 一般競争入札

根室市契約規則（昭和39年規則第31号。以下「契約規則」という。）第3条の規定による公告において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

(2) 指名競争入札

契約規則第24条による通知において、当該入札の予定価格を記載して指名する者に通知することにより公表するものとする。

(3) 予定価格調書の取扱い

(1)及び(2)の公表については、契約規則第13条の規定による予定価格の決定後に行うものとする。

また、最低制限価格制度に基づく最低制限価格が設定されている場合、これらの価格は事前公表の対象とされていないことから、契約規則第13条の規定により封書にし、その取扱いに十分留意するものとする。

4 入札手続等の留意事項

(1) 入札の執行回数は、原則1回とする。

(2) 予定価格を超える入札は、無効の扱いとする。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和2年5月12日訓令第41号）

（施行期日）

1 この要領は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の前日までに建設工事等入札参加者指名選考委員会に付議された事項については、なお従前の例による。